

議案第7号

調停の申立て及び訴えの提起について

賃貸物件の明渡し並びに無償貸与の設備及び備品の引渡し並びに不法占拠による損害金を請求するため、次のとおり調停の申立て及び訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

1 相手方

法人

2 申立ての趣旨

市は、相手方に対し、賃貸物件の明渡し並びに無償貸与の設備及び備品の引渡し並びに不法占拠による損害金を請求することについて調停を求める。

3 市は、この調停が成立しなかった場合は、裁判所に賃貸物件の明渡し並びに無償貸与の設備及び備品の引渡し並びに不法占拠による損害金の請求に関する訴えを提起する。

平成26年11月28日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

賃貸物件の明渡し並びに無償貸与の設備及び備品の引渡し並びに不法占拠による損害金を請求するため、調停の申立て及び訴えの提起をすることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものである。